

貸借対照表

2022年2月28日現在

[単位:千円]

| 資 産 の 部 | | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 | |
|------------|----------|-------------------|---------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流動資産 | 306,037 | 流動負債 | 108,769 |
| 現金及び預金 | 155,895 | 支払手形 | 82,120 |
| 受取手形 | 4,391 | 買掛金 | 16,700 |
| 売掛金 | 35,101 | 未払金 | 3,853 |
| 未収金 | 56 | 未払費用 | 1,307 |
| 前払費用 | 554 | 預り金 | 112 |
| その他流動資産 | 110,037 | 未払法人税等 | 380 |
| 固定資産 | 161,172 | 未払消費税等 | 1,646 |
| 有形固定資産 | 89,678 | 賞与引当金 | 1,680 |
| 建物及び建物付属設備 | 9,929 | 役員賞与引当金 | 960 |
| 構築物 | 580 | 前受金 | 7 |
| 車両運搬具 | 166 | 固定負債 | 16,458 |
| 工具器具備品 | 3,974 | 退職給付引当金 | 9,737 |
| 土地 | 75,027 | 役員退職慰労引当金 | 3,310 |
| 無形固定資産 | 606 | 預り保証金 | 3,000 |
| ソフトウェア | 606 | 預り敷金 | 410 |
| | | 負債の部計 | 125,227 |
| 投資その他の資産 | 70,888 | 株主資本 | 341,982 |
| 投資有価証券 | 10 | 資本金 | 10,000 |
| その他出資金 | 255 | 資本剰余金 | 19 |
| 保証金 | 57,638 | 資本準備金 | 19 |
| 長期貸付金 | 38,652 | 利益剰余金 | 332,163 |
| 供託金 | 65 | 利益準備金 | 2,500 |
| 貸倒引当金 | △ 29,877 | その他利益剰余金 | 329,663 |
| 繰延税金資産 | 4,144 | (内当期純利益) | (7,104) |
| | | 自己株式 | △ 200 |
| | | 純資産の部計 | 341,982 |
| 資産の部合計 | 467,209 | 負債及び純資産の部合計 | 467,209 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示してあります。

有形固定資産の減価償却累計額 107,922千円

個別注記表

(会計方針に関する事項)

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 棚卸資産

貯蔵品・・・先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(1) 有形固定資産・・・定率法を採用しております。

(リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7～32年 建物附属設備 10～15年 工具器具備品 3～19年
車両運搬具 5～6年 構築物15～16年

(2) 無形固定資産・・・定額法を採用しております。

(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金・・・債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金・・・従業員の賞与の支給に充てるため、過去の支給実績を勘案し、当期の負担すべき実際支給見込額を計上しております。

役員賞与引当金・・・役員賞与の支給に充てるため、当期の負担すべき支給見込額を計上しております。

退職給付引当金・・・従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

役員退職慰労引当金・・・役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、これによる当会計期間の期首の利益剰余金及び当会計期間の財務諸表に与える影響はありません。